

# 葉山町中期財政計画

(平成 27 年度 ~ 平成 32 年度)

平成 27 年 4 月

葉 山 町

# 目 次

第1章 中期財政計画とは.....	- 1 -
(1) 策定の目的.....	- 1 -
(2) 計画の期間.....	- 1 -
(3) 対象とする会計.....	- 1 -
(4) 計画の構成.....	- 2 -
第2章 今後の財政見通しと第四次総合計画との連動.....	- 3 -
(1) 第四次総合計画の概要.....	- 3 -
(2) 総合計画実施計画との関連.....	- 4 -
第3章 町の財政状況.....	- 7 -
(1) 町財政の現状と課題.....	- 7 -
(2) 歳入.....	- 8 -
(3) 歳出.....	- 13 -
(4) 基金.....	- 17 -
第4章 財政指標とめざそう値.....	- 19 -
〔指標1〕 経常収支比率.....	- 19 -
〔指標2〕 基金残高.....	- 20 -
〔指標3〕 町債残高.....	- 20 -
〔指標4〕 町税収納率.....	- 21 -
第5章 財政運営方針.....	- 22 -

## 第1章 中期財政計画とは

### (1) 策定の目的

少子高齢化及び人口減少の傾向にリーマンショックに端を発する社会経済情勢の低迷が相まって、地方自治体が逆風にさらされた状況下において、一定水準のサービスを将来にわたって継続していくためには、計画的かつ堅実な財政運営を行う必要があるものと考え、平成22年11月に「葉山町中期財政計画」を、その改訂版として平成25年6月に「葉山町中期財政見通し」を策定しました。これらの取組みにより、町債残高を減少させ、また、基金残高を増加させるなど健全財政維持という目に見える成果が得られたものの、今後目指していくべき町の将来像を見据え実践していくという政策的な取組みとの関連付けがなされていないという課題がありました。

折りしも、第四次総合計画を本年4月に策定し、町にとっての将来像を設定したうえで、その実践に向けて第1歩を踏み出したところです。中期財政計画を、第四次総合計画の策定に合わせて策定したのは、従来の中期財政計画及び見通しの考え方を改め、町が進むべき方向性を政策的視点から定め、その実現を図るため財政面から担保することを主たる目的としています。一方、人口動態や社会経済情勢等、地方自治体に吹く風向きが180度変わることは考えにくく、引き続き、限りある財源を有効に活用するため、事務事業の評価や優先順位付け、義務的経費の削減努力等、行政改革の視点に基づく取組みを前提とした財政見通しを定めることも必要であることから、従来の手法を踏襲した内容も含めた構成となっています。

### (2) 計画の期間

第四次総合計画との関連付けを行うことから、計画の始期は平成27年度(平成27年4月1日)とし、終期は総合計画基本計画期間に合わせて平成32年度(平成33年3月31日)の6年間としました。特に、総合計画基本計画の第1期前期期間である平成29年度までの3年間は、同計画の対象事業とその事業費を本計画に反映させています。なお、総合計画実施計画の見直し等の状況により、本計画についても、見直しを行う場合があります。

### (3) 対象とする会計

中期財政計画は、当該自治体の財政状況(現状)と収支試算(将来推計)を客観的に示すことで、他自治体との比較が可能となるところにその策定意義を求めることができるため、中期財政計画の対象会計は一般会計とします。しかしながら、各特別会計は独立採算を基本としつつ、法令等に基づく一般会計からの繰入により関連している部分があり、特別会計の運営状況が一般会

計に少なからず影響を及ぼす場合があります。一般会計から見た場合、特別会計への繰出金として支出することとなり、その点を踏まえると一部特別会計も対象として含んでいることとなります。

#### (4) 計画の構成

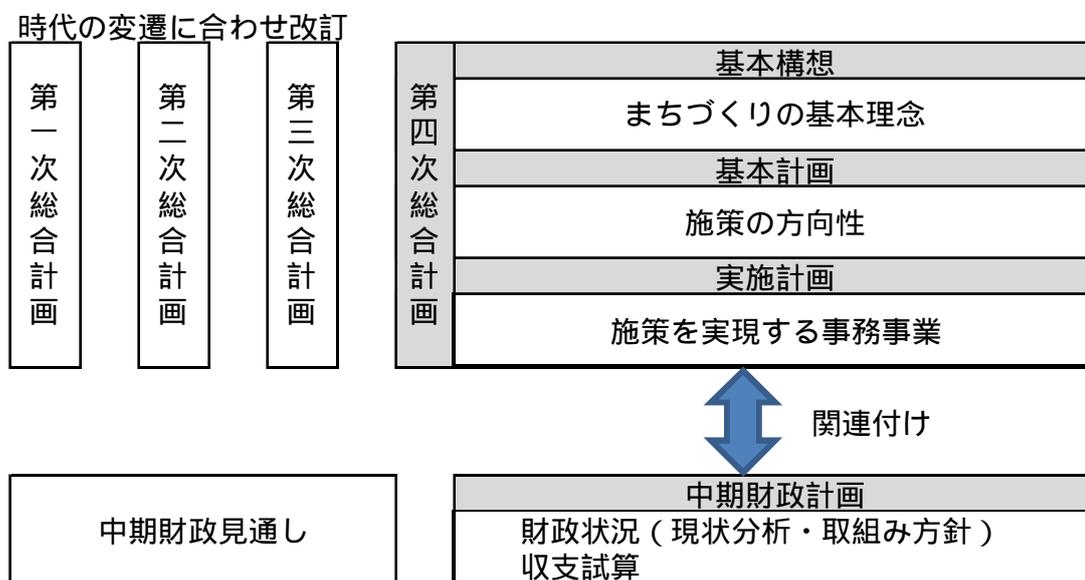
第1章では、従来の財政計画・見通しとの相違点を示しつつ、中期財政計画策定の目的や位置づけを明らかにしています。第2章では、計画期間の財政見通しを試算したうえで関連付けを行う第四次総合計画の概要と具体的な関連付けの方法について説明をしています。第3章では、現在の町の財政状況を分析することで現状の問題点を明らかにしています。第4章では、財政状況を客観的に分析する際に一般的に用いられる財政指標について、その目標値(めざそう値)を設定しました。そして最後の第5章では、健全財政を維持しつつ総合計画を着実に推進するため、今後の財政運営の基本的な方針を設定しています。

## 第2章 今後の財政見通しと第四次総合計画との連動

### (1) 第四次総合計画の概要

「総合計画」とは、自治体が責任をもって取り組むべき政策・施策・事務事業を体系化し、それぞれ達成すべき目標とその手段・手順を明確に示したものであり、行政を運営するうえで欠かすことのできない指針となります。町では、昭和51年に第一次総合計画を策定して以来、時代の変遷に合わせて改訂を繰り返し、平成27年4月を始期とする現在の第四次総合計画に至っています。この、第四次総合計画は、従前の計画と同様、基本構想・基本計画・実施計画の三層構造で構成されていますが、最下層に位置づけられる事務事業レベルの実施計画に定める各事務事業の事業費と中期財政計画の収支の部分について関連付けを行っているのが、本計画の特徴といえます。

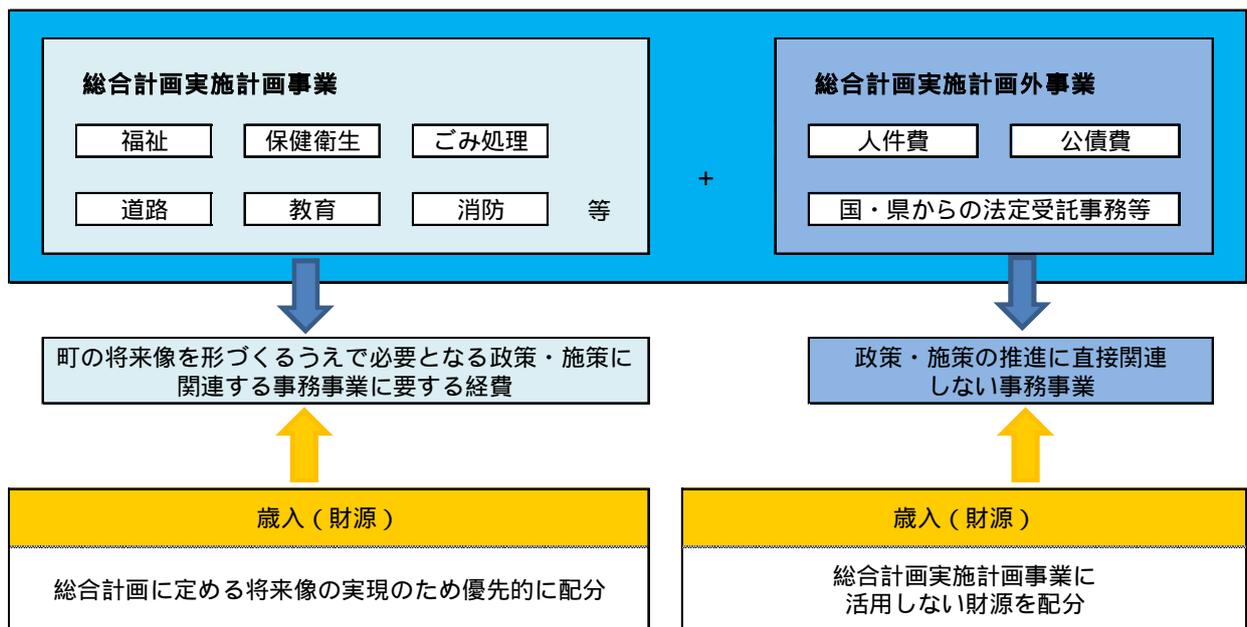
### 総合計画の構造と中期財政計画との連動



( 2 ) 総合計画実施計画との関連

総合計画実施計画には、基本計画に掲げる「基本施策がめざす姿」を実現するための手段として実施する「主な事業」を対象としていることから、政策・施策の推進と直接的には関連しない人件費、公債費、国・県から受託している法定の事務等は含まれません。したがって、本計画で試算した財政見通しの全体規模は、総合計画実施計画事業の事業費及びその財源全体の規模よりも大きくなっています。

中期財政計画収支試算対象



収支の均衡を前提とする健全な財政運営は、各年度とも、事務事業に要する経費（歳出）に対して、町税や地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源などで賄うことを基本としています。なお不足する分は臨時財政対策債など町債を発行し、又は財政調整基金などを繰り入れて対応することで、収支の均衡を維持しています。

5 ページの「財政見通し試算」と「総合計画実施計画事業」の表において、総合計画実施計画事業費は上段の財政見通し試算の内数となっています。したがって、実施計画事業費の増減は、全体の収支に直接影響を及ぼすものであり、その増加は、新たな財源の捻出が必要であることを意味します。しかしながら、過度な町債の発行、基金の繰入れは、財政基盤の弱体化と将来世代の負担増を招くこととなります。健全財政を維持しつつ、総合計画の着実な推進を図るためには、効率的な行政運営による経費の節減 = 行政改革の不断の取組みが必須となります。

## 財政見通し試算

### (1) 歳入

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
町税	5,671,408	5,645,082	5,664,897	5,609,223	5,612,034	5,627,267
地方交付税	355,000	338,000	345,000	345,000	345,000	345,000
国・県支出金	1,176,253	1,143,895	1,214,443	1,210,718	1,220,683	1,225,107
町債	470,200	506,800	444,600	420,000	400,000	370,000
臨時財政対策債	400,000	400,000	380,000	350,000	330,000	300,000
その他	1,616,639	1,495,369	1,728,056	1,627,091	1,699,730	1,749,596
歳入合計(A)	9,289,500	9,129,146	9,396,996	9,212,032	9,277,447	9,316,970

臨時財政対策債は、平成29年度以降も制度が続くものとして試算しています。

### (2) 歳出

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	2,858,207	2,850,783	2,861,717	2,861,717	2,861,717	2,861,717
扶助費	1,358,898	1,382,430	1,506,180	1,521,242	1,536,454	1,551,819
公債費	534,450	512,672	518,946	520,626	546,857	566,993
投資的経費(普通建設事業費)	522,805	369,143	324,908	392,067	390,047	382,452
繰出金	1,764,358	1,798,659	1,834,241	1,841,479	1,873,588	1,906,600
その他	2,250,782	2,215,459	2,351,004	2,074,901	2,068,784	2,047,389
歳出合計(B)	9,289,500	9,129,146	9,396,996	9,212,032	9,277,447	9,316,970

歳入歳出差引(A) - (B)	0	0	0	0	0	0
-----------------	---	---	---	---	---	---

## 総合計画実施計画事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費計	2,963,661	2,776,733	3,016,908
国県支出金	532,720	564,026	653,580
町債	70,200	106,800	64,600
その他	358,779	255,378	284,151
一般財源	2,001,962	1,850,529	2,014,577

第四次総合計画実施計画の基本理念及び基本目標ごとの事業費内訳は、次項を参照

財政見通し試算では、実施計画事業費の積み上げと実施計画外事業費の見込み額により積算しています。歳入は実施計画事業等に伴う国県支出金などの特定財源と町税等一般財源の推計額により積算し、なお不足する財源については町債の発行や基金の繰入れなどにより、収支均衡の計画としています。しかしながら、前述のとおり過度な町債の発行や基金の繰入れは健全財政を阻害する要因となることから、各年度の予算編成等において、事業費の圧縮や実施年度の見直し等により精査するものとします。

第四次総合計画実施計画事業費(一般会計分)

(単位：千円)

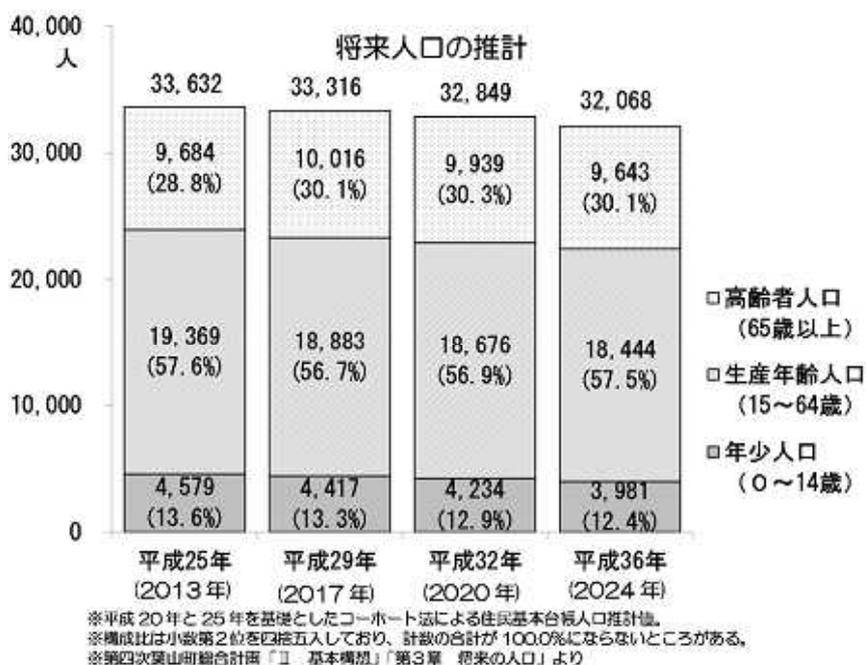
区 分	事 業 費		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
”人を育てる” 葉山	1,123,622	1,075,135	1,194,657
1 子どもの豊かな自己表現力(生きる力)をはぐくんでいるまち	341,013	272,629	247,629
2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち	62,391	62,792	65,531
3 子どもが健やかに育ち、安心して子育てができていくまち	720,218	739,714	881,497
”暮らしを守る” 葉山	1,425,505	1,377,498	1,502,509
4 一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち	677,888	708,054	881,035
5 豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち	493,223	461,629	461,629
6 だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち	254,394	207,815	159,845
”活力を創造する” 葉山	358,986	269,242	265,872
7 だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち	229,709	186,696	183,326
8 地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち	55,463	16,763	16,763
9 地域の魅力が住んでいる人や訪れる人を惹きつけているまち	73,814	65,783	65,783
”みんなでつくる” 葉山	55,548	54,858	53,870
10 町民と行政の中にお互いを支えあう関係や情報の連携ができていくまち	40,306	39,509	38,521
11 町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち	15,242	15,349	15,349
合 計	2,963,661	2,776,733	3,016,908

### 第3章 町の財政状況

第四次総合計画において、町が今後目指すべき方向性（将来像）を示し、その実現に向けた施策、さらには個別の事業の実施方針を定めています。それらを着実に実施するためには、国・県補助金、その他の財源の確保、事務事業の振り返りによる優先順位付けや統廃合による経費の縮減など、財政面からのアプローチが必要となります。本章では、現在の財政がどのような状況に置かれているのかを把握し、その現状を分析して課題を整理し、課題を解決するためにはどのような取組みが必要となるのかという基本的な手順を踏んで説明することで、第四次総合計画の着実な推進に寄与することを狙いとしています。

#### (1) 町財政の現状と課題

第四次総合計画では、「計画最終年である平成36年の総人口を約32,000人と推計し、総人口が減少する中、少子高齢化の進展と生産年齢人口減少の傾向は今後も続くことが見込まれる」ものの、「若い世代の転入・定住者を増やす取り組みを計画的に実施することなどにより、可能な限り、現在の人口である約33,000人を維持していくことを目指します。」としています。



しかしながら、現状では歳入の根幹である町民税収入は減少することが予想され、一方歳出面では、超高齢社会における社会保障関連経費の増加が今後も見込まれます。さらには、築30年を超える公共施設の維持・更新に係る経費、災害対策経費をはじめ、町民のニーズがますます多様化する中で、その対応に要する経費は増大していくこととなります。また、今後のごみ処理施

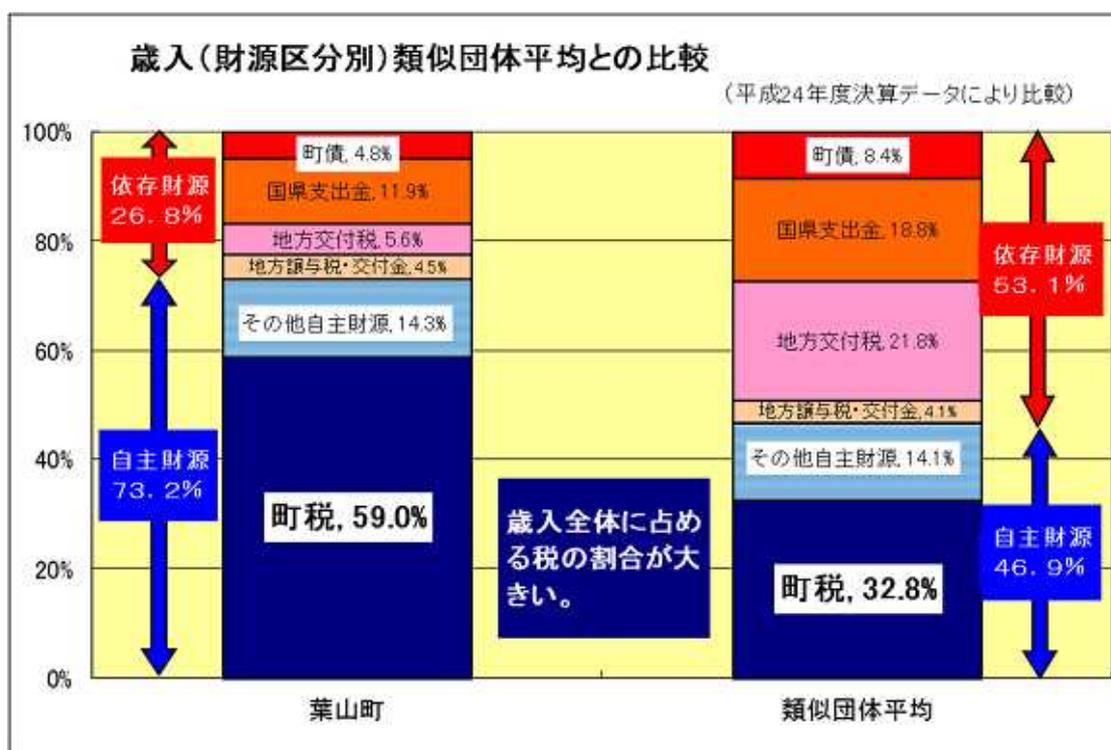
策や下水道事業など大規模施策の動向にも注視していく必要があります。

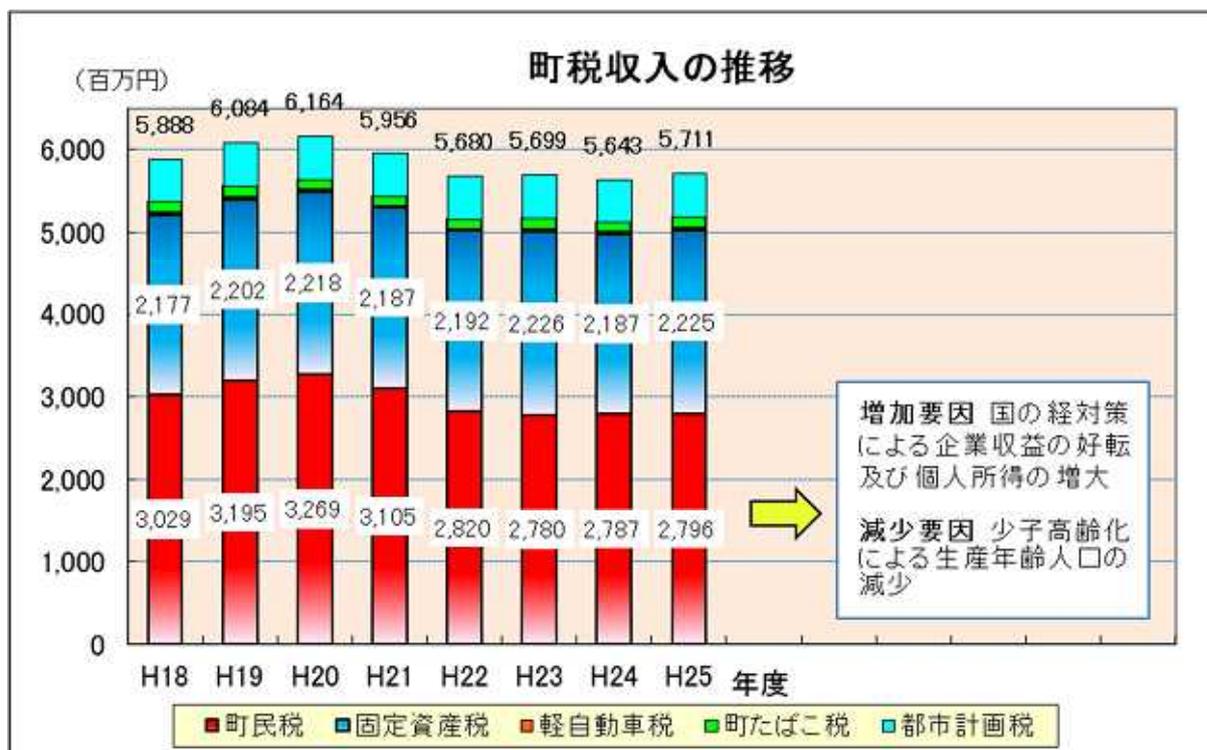
こうした現状を踏まえ、町民ニーズに応えるサービスを実施するための財源を確保するため、歳入では、既存財源についてはさらなる収納体制の強化を図るとともに、新たな財源を獲得する積極的な姿勢が必要となります。歳出では、効率的な行政運営を行うべく行政改革の不断の取組みにより経常経費の抑制を図ることが重要となります。また、総合計画の推進に必要な事業の実施に当たっても、P D C Aサイクルによる進行管理により、優先順位付けや実施スケジュールの明確化などを行っていく必要があります。

## (2) 歳入

### 町税

地方自治体において税収は歳入の根幹をなすものであり、人口（特に生産年齢人口）の推移、社会経済情勢の変化に影響を受けることとなります。町では、他の類似団体（人口規模、産業構造が同一規模である地方公共団体の区分）と比較して、歳入全体に占める町税収入の割合が大きくなっています。さらには、大規模な法人が所在していないこともあり、町税に占める個人住民税の割合が大きくなっているのが特徴です。町税収入は、平成20年のリーマンショックを発端とするわが国の大幅な景気後退の影響により、平成21年度・平成22年度と2年連続で2億円を超える減収となり、行政運営に大きな影響を及ぼすこととなりました。



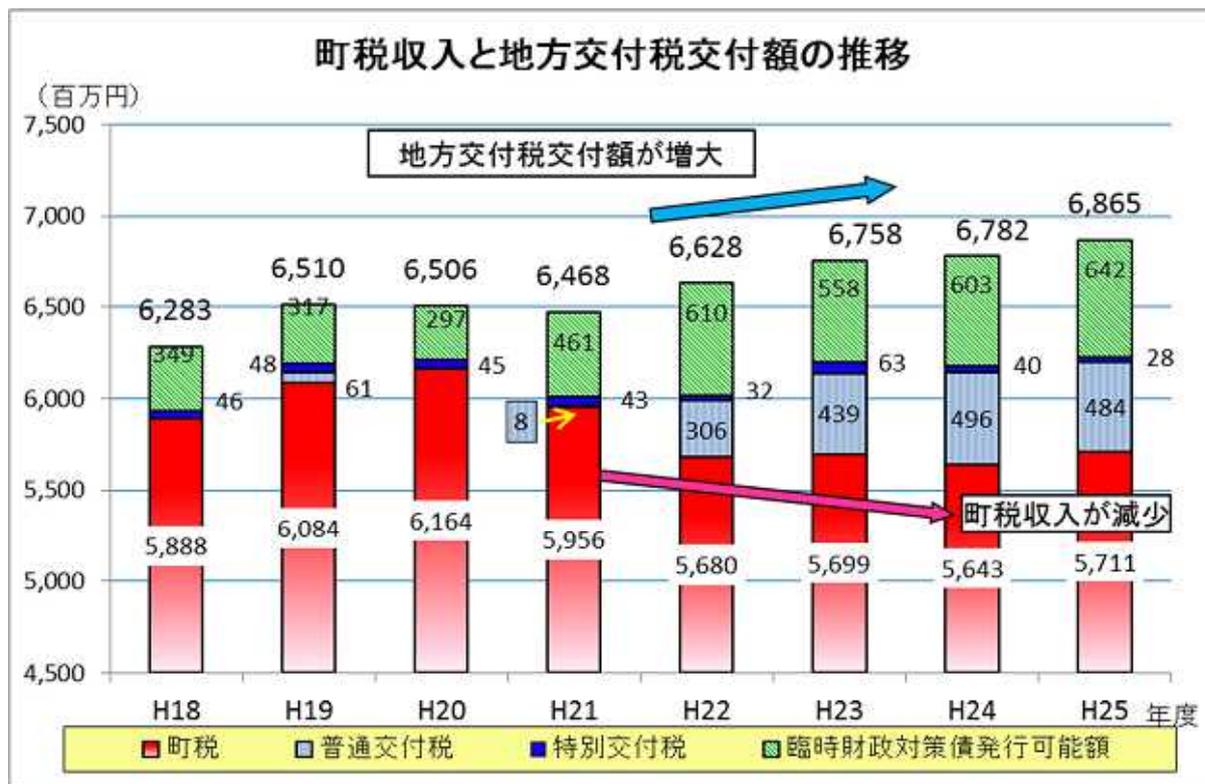


今後は、人口減少局面を迎えるとともに、少子高齢化がさらに進むことが予想されることから、仮に社会経済情勢が好転したとしても、町税収入の増加を期待することはできません。したがって、他の類似団体と比較して町税収入への依存度が高い本町においては、収納体制の強化、ふるさと納税の促進、魅力あるまちづくりによる人口流入対策等の工夫を凝らした税収確保対策を講じる必要があります。

#### 地方交付税

地方交付税は、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する機能をもつ地方の固有財源です。町では、平成 21 年度・22 年度の町税収入の大幅な減収に対して、地方交付税（普通交付税）の交付額が平成 21 年度の 8 百万円から平成 22 年度が 3 億 6 百万円、平成 23 年度が 4 億 3,900 万円と増加したことで、町民サービスを実施するうえで直接的な影響を受けることを避けることができました。しかしながら、地方交付税は、国税 5 税（所得税、消費税、法人税、酒税及びたばこ税）の一定割合と平成 26 年度に創設された地方法人税の全額を主たる財源としていますが、すべての地方自治体に本来交付すべき額が財源総額を上回ることから、平成 13 年度以降、地方自治体が臨時財政対策債（特例的な町債）を発行し、その償還に要する経費を後年度の普通交付税で措置するという状況が続いていることを踏まえると、現状の地方交付税制度が長期継続するものとは考えにくく、

地方交付税の財源保障機能に過度な期待を寄せるべきではありません。



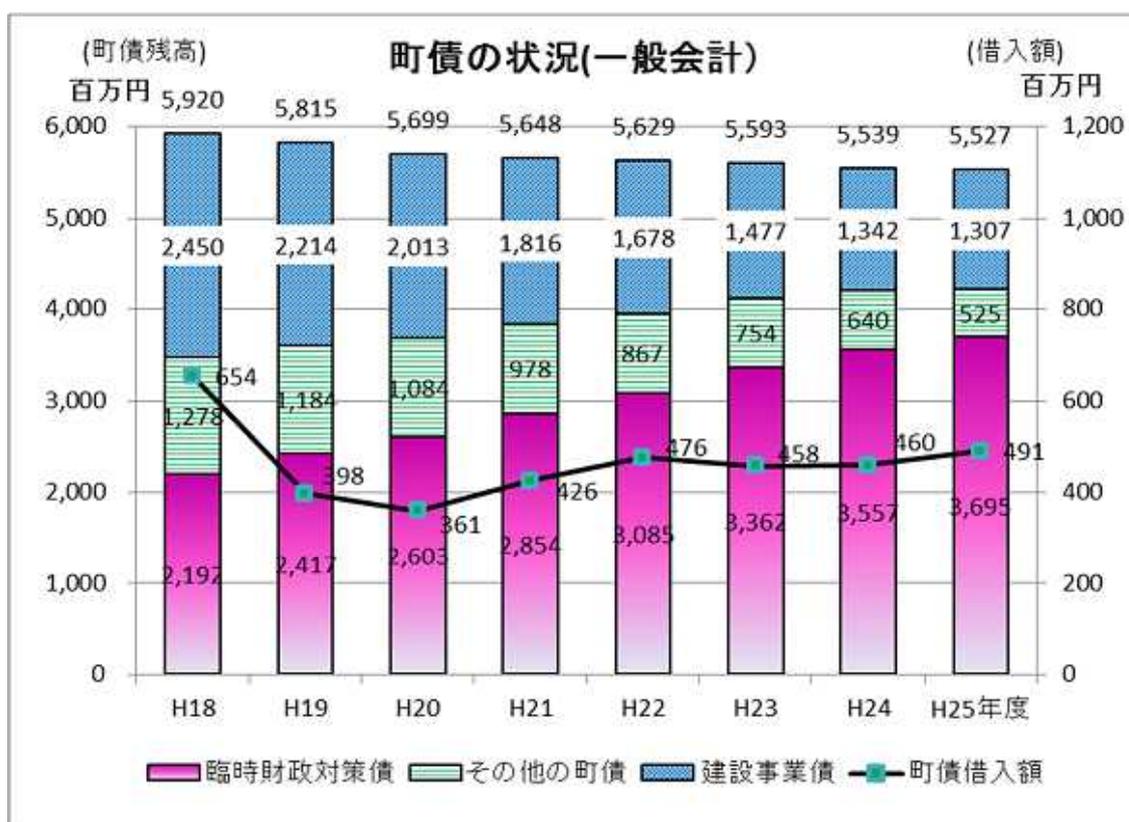
### 国県支出金

町民サービスを実施する際、そのサービスの法的位置づけや内容によって財源が異なります。法令等に基づき実施する事業の場合、国や県が負担金や補助金として実施に要する経費の一定割合を支出し、残りを町が負担することとなります。地方分権一括法の施行以来、国の関与を縮小し地方の自由度を拡大するという地方分権の大きな流れができ 10 年以上が経過した現在、国と地方（又は県と市町村）の役割分担と財源負担割合が見直され、地方自治体は自らの判断と責任においてサービスを実施すると同時に、その財源についても自らの努力で調達することが重要となってきています。なお、今後は、地方分権改革の一環として、補助金の交付金化が進むことが予測されます。これは、国及び県から交付される際、その使途（目的）を詳細に指定することなく、大枠の実施効果の中で市町村の裁量でその使途を定めることができる仕組みとなっているもので、活用にあたって市町村の情報収集と創意工夫が必要となります。

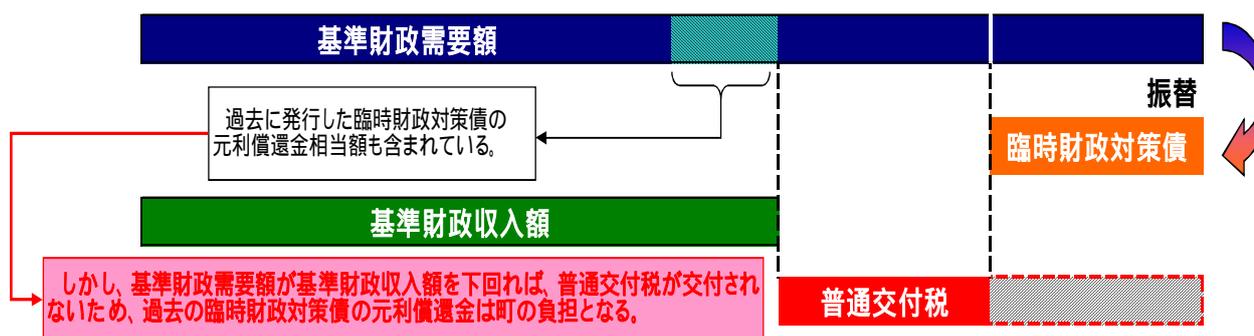
### 町債

地方公共団体の財政運営の基本的事項を定める地方財政法において、「歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならない。」と明記されています。つまり、原則的には、借金をせ

ずに財政運営を行うことを基本的な考え方としているのです。しかしながら、実際には同法で例外的に地方債を認められており、公共施設の整備のように将来にわたって利用が見込める資産を形成する場合には、町債を発行することで将来の利用者にも負担を分散させて公平性を保っています。また、平成 13 年度以降は国の普通交付税の財源不足に対応するための町債として、特例的な臨時財政対策債を発行していますが、年々町債残高に占める臨時財政対策債の割合が大きくなっています。今後は、特に公共施設の老朽化に伴う建設事業債の発行が増加することが予測されることから、臨時財政対策債の発行と併せて将来負担が過度にならないよう慎重に対応していく必要があります。



普通交付税と臨時財政対策債の関係



また、下水道事業特別会計においては、過去の借入状況を踏まえ近年では借入れを抑制している状況にあり、その結果、残高も減少傾向にあります。しかしながら、毎年度の返済額は高い水準で推移しており、これにより一般会計からの繰出金が増加する傾向にあることから、引き続き慎重な対応が求められます。



### その他

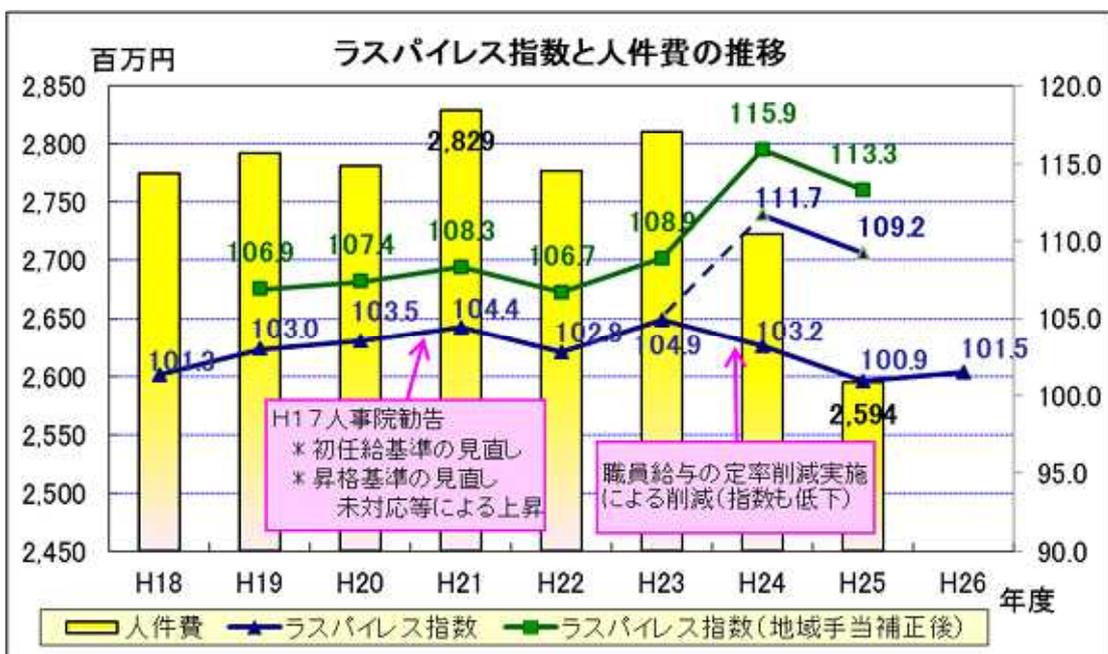
国と地方の役割分担見直しに伴う税制度の改正により、地方自治体は行政サービスを実施する上で大きな影響を受けることとなります。また、歳入の根幹をなす町税収入にとどまらず、国からの譲与税や県からの各種交付金の額にも影響が及びます。町の自主財源比率は70%を超えており、これは国や県に過度に依存することなく、行政運営を行っていることを示している一方、自主財源の大半が町税収入であることを踏まえると、税制等の改正による影響を大きく受けることも示しているものでもあります。したがって、依存財源である国・県支出金を最大限に活用するとともに、適正な受益者負担による使用料・手数料水準の見直しや新たな領域での財源調達に努めることも重要となります。さらには、平成29年4月に予定している消費税率の引上げにより、地方交付税などに大きな影響を及ぼす可能性があることから、その動向に注視が必要です。



### (3) 歳出

#### 人件費

人件費には、特別職を含む常勤職員の給与（共済負担金・退職手当組合負担金を含む）、議員報酬及びその他非常勤報酬等が含まれます。このうち、特別職を除く常勤職員の給与（以下「職員給与費」という。）は全体の60%強を占めています。職員給与費については、国家公務員の給与水準と比較する「ラスパイレス指数」という指標が用いられます。



国家公務員の給与水準を 100 とした場合、町職員の給与は 100 を超える状況が続いています  
 が、平成 22 年度以降の給与の定率削減措置の取組みにより、平成 25 年度の人件費総額は、取  
 組み前の平成 21 年度と比較して 2 億 3,500 万円減少しています。今後は、国や他自治体の水  
 準及び社会経済の動向を踏まえ、適正な給与水準を維持するよう努めることとします。

### 扶助費

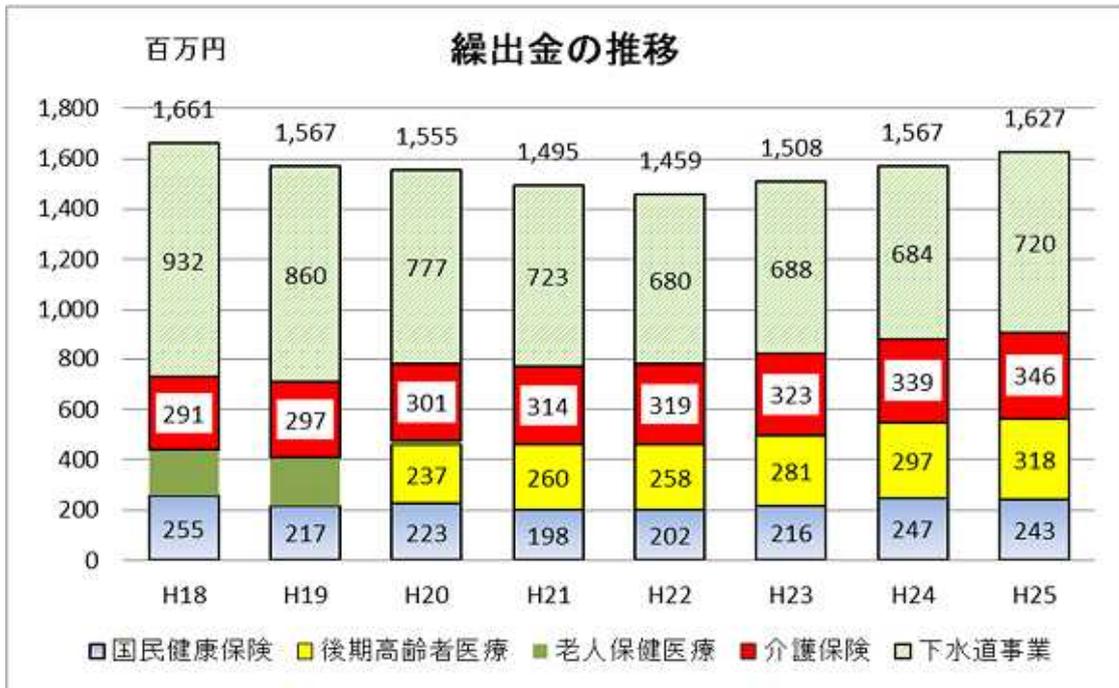
少子高齢化の進展は、歳入面では町税収入の減少要因となり、歳出面では保健・医療・福祉な  
 どの社会保障関連の対策強化を迫られる深刻な問題となっています。平成 22 年度以降 10 億円  
 を超える高い水準で推移しており、社会保障関連経費の財源として活用するため平成 26 年 4 月  
 には消費税率が 5 % から 8 % へ引上げられました。今後も、高齢者福祉、子育て支援などの経費  
 が増大していくことが予測されるため、平成 29 年 4 月には消費税率が 10 % に引上げられるこ  
 とになっています。この引上げに伴う地方消費税交付金増収分をいかに社会保障施策に効果的に  
 活用するかが重要となります。



### 繰出金

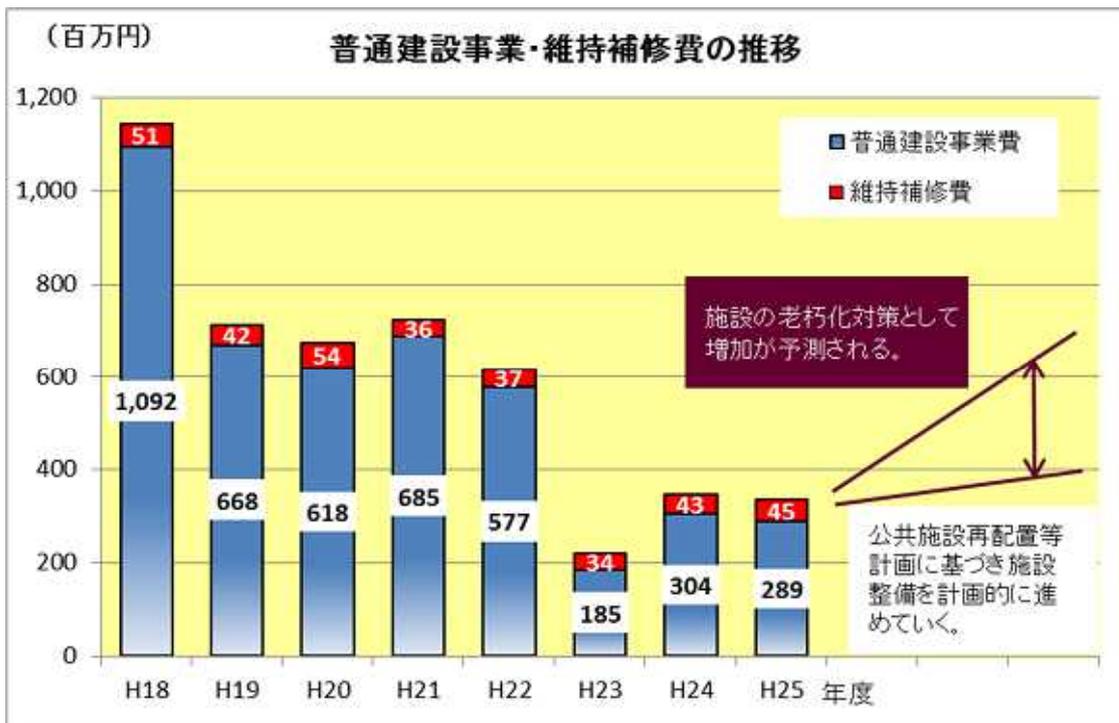
後期高齢者医療や介護保険などの医療保険制度への繰出金は扶助費同様、高齢社会の急速な進  
 展により近年増大しており、今後もこの傾向は続くものと予想されるため、予防医療など健康維  
 持のための対策が重要となります。一方下水道事業への繰出金は平成 18 年度の 9 億 3,200  
 万円からは減少していますが、依然として 6 億円～7 億円台と高い水準で推移しています。今後

は、将来の公債費負担などを見据えながら下水道事業の推進を図っていく必要があります。



#### 普通建設事業費

小中学校校舎及び体育館の耐震工事が概ね終了したことなどから、平成 23 年度以降普通建設事業費は 5 億円を下回る水準で推移しています。



一方、役場庁舎、小中学校などの公共施設の老朽化が進み、安全で快適な利用環境を維持する

ための対策が課題となっています。今後、老朽施設の維持補修や改修等の大規模修繕に係る経費は増大するものと予測されます。町では、平成 26 年 3 月に「公共施設白書」を作成しました。今後は、これをもとに公共施設の維持保全等の計画を定めることとしています。

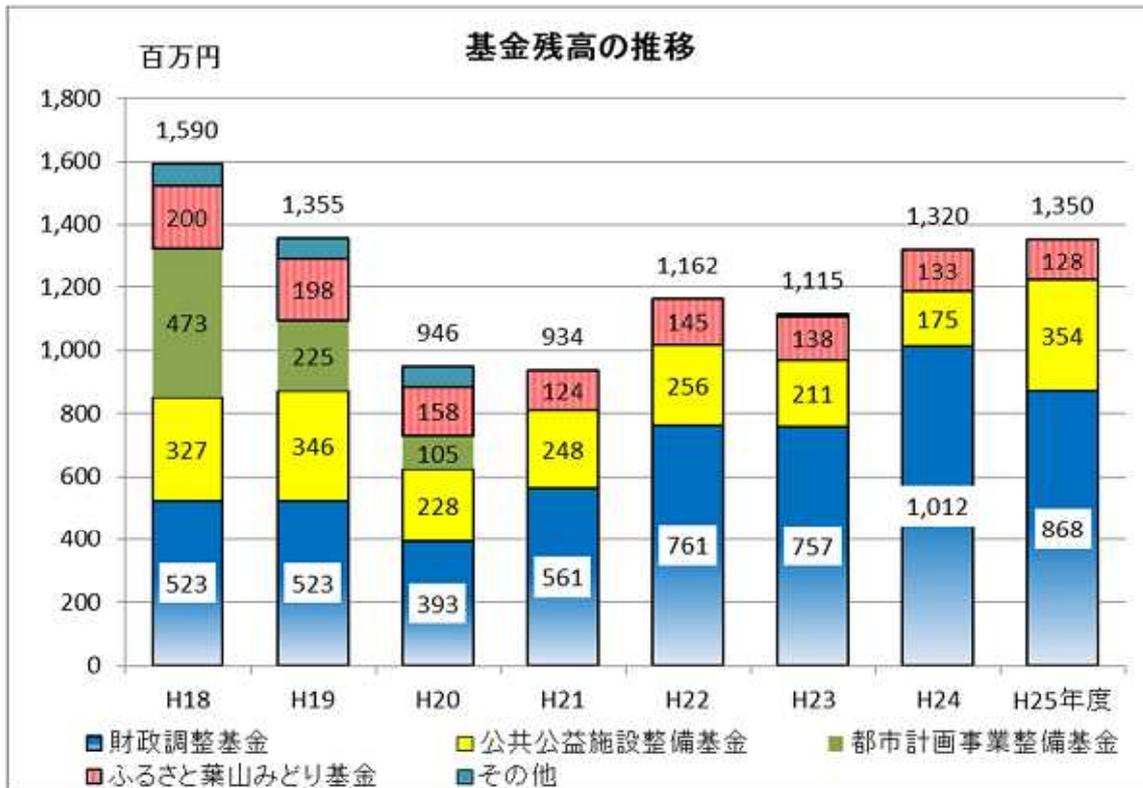
## 公債費

税収が伸びない中、社会保障経費や特別会計への繰出金など経常的な経費が増大し、施設整備等の投資的な経費に活用する財源の調達が困難な状況にあります。そのため、近年では、町債の発行対象となる事業が減り、結果として公債費が減少傾向にあります。しかしながら、使途の制限がない特例的な町債である「臨時財政対策債」を継続的に活用してきた結果、公債費全体に占める臨時財政対策債償還額の割合が増大しています。臨時財政対策債は、普通交付税の財源不足を背景に代替財源として位置づけられ、後年度の償還経費が普通交付税で措置されることになっていますが、地方交付税制度の将来展望が不透明な状況において、臨時財政対策債に対する過度な依存は、将来の財政運営を阻害する危険性をはらんでいるといえます。



#### (4) 基金

本章(1)で触れたとおり、歳入面では町税収入の増加が見込めない一方、歳出面では社会保障関連経費や公共施設の維持更新経費などの増大が予測されるなど、町財政の先行きは厳しいものとなっています。このような状況と将来展望を踏まえ、用途の制限がない財政調整基金のほか、特定目的のための公共公益施設整備基金など、不測の事態や特別な財政需要に対応する際の財源として、これらの基金を活用することが想定されます。



##### 財政調整基金

財政調整基金は、地方自治法に規定する「特定目的基金」とは別に地方財政法で特別に定めたもので、年度間の財政を調整するための用途の定めがない基金です。税制をはじめとする地方財政に関する制度改正や災害等の不測事態への対応など、急激かつ大規模な歳入の減少、歳出の増加が生じた場合でも行政の継続性を維持するため、すべての地方自治体に設置が義務付けられています。町では、平成20年度に基金残高が3億9,300万円まで減少しましたが、平成21年度以降は5億円を超える残高を維持しています。

##### 公共公益施設整備基金

公共公益施設整備基金は、地方自治法に規定する「特定目的基金」の一つで、その目的を町の条例で「教育施設、社会福祉施設、道路その他の公共公益施設の整備」のためとしています。

平成 26 年 3 月に策定した「公共施設白書」では、町施設の更新に係る経費を次のように試算しています。公共施設白書は、道路、橋りょう、公園、クリーンセンター等の処理施設は対象外としているため、実際には表の金額を上回る経費が必要となります。これら公共施設の更新に当たっては、国・県補助金、町債の活用と併せて、公共公益施設整備基金を有効活用するとともに新たな財源確保にも努める必要があります。

### 公共施設の更新に要する経費

条件（パターン）	対象面積 (床面積)	改修サイクル		年間更新経費
		大規模改修	建替え	
パターン 1	68,000.0m <sup>2</sup>	30年	60年	8.2億円
パターン 2		35年	70年	6.2億円
パターン 3	5.6億円			
パターン 4	4.6億円			

- パターン 2 対象面積を据え置き、改修サイクルを延長
- パターン 3 改修サイクルを延長したパターン 2 と同様とし、対象面積を 10% 削減
- パターン 4 改修サイクルを延長したパターン 2 と同様とし、対象面積を 25% 削減

上記のうち、対象面積を 25% 削減し、かつ、改修サイクルを延長した場合でも、年間更新経費が約 4 億 6 千万円程度かかるとの試算をしています。ここ数年の投資的経費が 5 億円を大きく下回っている状況を踏まえると、公共施設の更新は、適正な優先順位付けを行い、財政状況を見据えつつ計画的に進めていかなければいけません。

## 第4章 財政指標とめざそう値

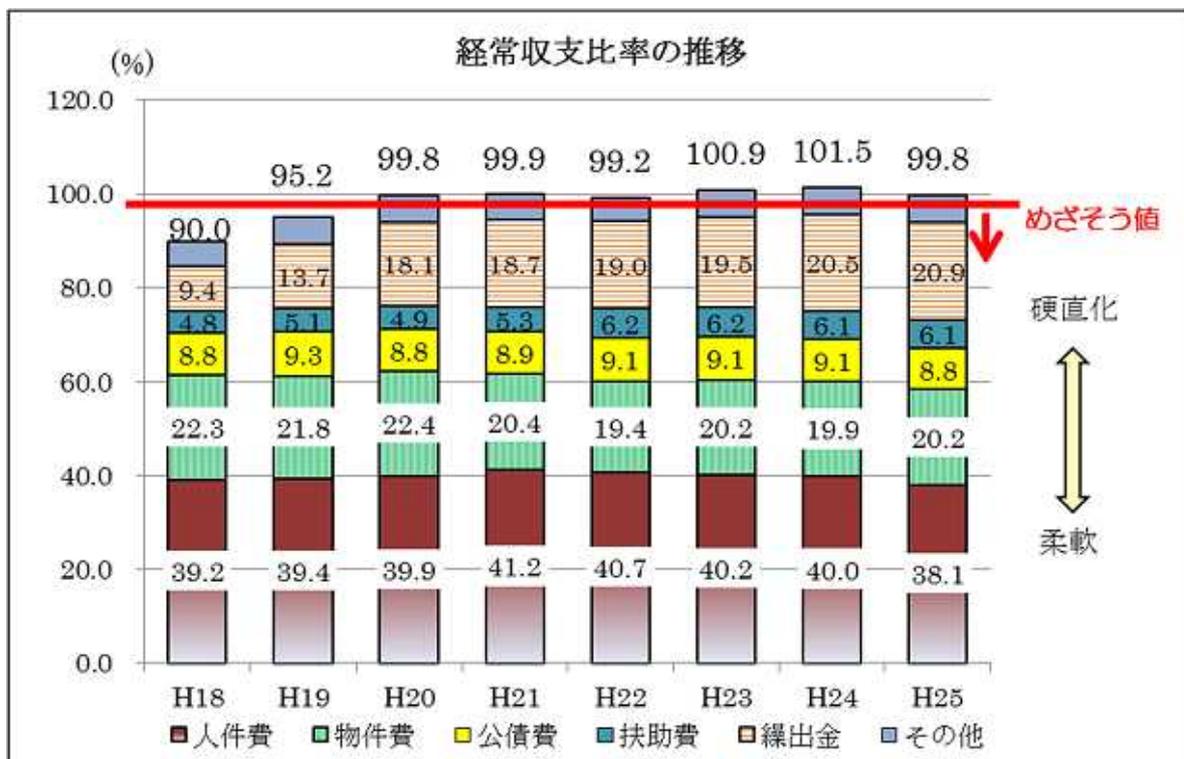
健康診断などの結果として示されるさまざまな数値が、身体の健康のパロメーターとなるのと同様に、地方公共団体の財政状況についても、さまざまな角度から分析し指標化することで、その健全性を判断することとなります。

ここでは、財政の健全性を維持しつつ、町が今後総合計画で描く将来像に向かって実施すべき施策や事務事業を着実に実施していくため、主要な財政指標に目標値（めざそう値）を設定し、財政運営を行っていきます。

### 〔指標1〕経常収支比率

毎年経常的に収入される使途が特定されない財源（町税、地方交付税、臨時財政対策債など）のうち、毎年経常的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費など）に充当されたものが占める割合をいい、決算時に算定されます。この数値が大きいほど財政が硬直化していることを示し、政策的な事業（臨時的な事業など）の経費に充当する財源の確保が難しい状態になります。

めざそう値	全体	99.0%以下
-------	----	---------



〔指標2〕基金残高

町の基金には、施設整備、環境保全など用途（目的）が特定されているものと、年度間の財源の不均衡を調整するためなど特に用途が特定されないもの（財政調整基金）があります。特定目的基金のうち、「公共公益施設整備基金」は、老朽化が進む町施設の維持保全に要する経費の財源として活用を予定しています。

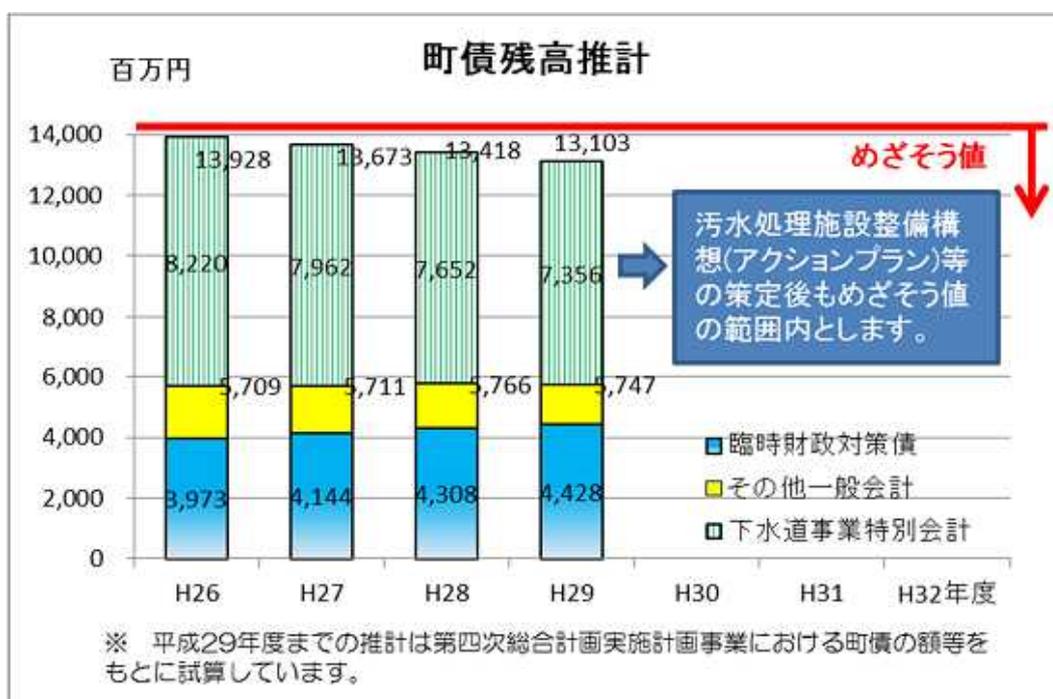
各年度における決算剰余金等を計画的に積み立てることで基金残高を確保していきます。

めざそう値	財政調整基金	5億円以上
	公共公益施設整備基金	6億円以上

〔指標3〕町債残高

公共施設は、現在の町民だけでなく将来世代の利用も予定しているため、あえて町債を発行し複数年で返済する方式を採用することで、負担の公平性を保つこととしています。しかしながら、過度の借入れは将来世代の負担増を招くこととなるため計画的な管理が必要です。また、普通交付税の代替財源に位置づけられている臨時財政対策債についても、他の町債と同様に計画的な借入れ及び返済を行っていきます。

めざそう値	一般会計 + 下水道事業特別会計	140.5億円以下
-------	------------------	-----------



〔指標４〕町税収納率

社会経済情勢の変化やそれに伴うニーズの多様化により、行政運営に要するコストは今後も増大することが予測されます。健全財政を維持していくためには、歳入確保策として、国・県支出金の活用、新たな財源の開拓のほか、歳入の根幹をなす町税収入の収納体制の強化が必要不可欠です。

めざそう値	99.0%以上（現年課税分）
-------	----------------



## 第5章 財政運営方針

第4章までにおいて、歳入、歳出面から町の財政状況と今後の課題について整理を行いました。また、健全財政を維持しつつ第四次総合計画の着実な推進を図るため、今後6カ年の財政収支を試算し、主な財政指標に目標値（めざそう値）の設定を行いました。総合計画の着実な推進は、本計画の堅実な実践にかかっています。本章においては、総合計画を財政面から担保する本計画を実践するための基本的な財政運営方針を定めることとします。

### （1）政策と財源（金）のパイプを太くします。

本年4月に町組織の見直しを行い、部レベルでは政策財政部を新設、課レベルでは従来の企画調整課の政策機能を強化し政策課を設置しました。これにより、第四次総合計画の進行管理をより厳格に行うための新たな仕組みづくりを行うとともに、必要となる財源調達について財政部門との連携強化を行う組織体制となりました。理想の将来像の実現に向けて、何をどのように行うのか＝政策形成をしっかりと行い、そのための具体的取り組み（事務事業）を行う財源（金）を効率的に調達することに町組織が一丸となって取り組んでいきます。

### （2）不断の行政改革に取り組めます。

国の経済・財政対策により景気が回復傾向にあるものの、地方自治体の財政状況が大きく好転するまでには至っていません。今後も少子高齢化が進むことは明らかであり、生産年齢人口の減少が町税収入にもたらす影響、子育て支援、高齢者福祉などの社会保障経費が増大することを踏まえると、限りある財源を優先的に取り組むべき事務事業につき込む工夫と努力が必要となります。効果的かつ効率的な行財政運営を行うための行政改革の取り組みにはゴールがなく、継続して取り組んでいくこととします。

### （3）歳入の確保に努めます。

歳入の約6割を占める町税収入は、今後大きな増収を見込むことができません。そのため、負担の公平性維持の観点からも、収納体制を強化し税収の確保に努めます。また、総合計画実施計画に定める事業をはじめ町が行う事務事業を実施するにあたり、国や県からの補助金獲得や受益者負担としての使用料や手数料の見直し、企業とのパートナーシップによる資金調達など、柔軟な発想と努力によりその財源確保に努めます。

( 4 ) 町債の活用と基金管理は計画的に行います。

税、国・県支出金、受益者負担金などの活用によっても、なお財源が不足する場合は、町債の発行又は基金を取り崩してその財源に充てることとなります。町債残高の増加、基金残高の減少は、財政の健全性を阻害するリスク要因となるため、その活用は計画的に行います。

( 5 ) 事業の優先順位付けとスケジュールの明確化を図ります。

一般家庭では「身の丈に合った」レベルでの生活を送ることで、家計を維持しています。規模の違いがあるものの、地方自治体の財政運営もその点は共通しています。歳入総額を推計し、実施する事務事業を決定していきます。決定に際して、どの事業を優先的に実施すべきか、その序列を決め、それぞれの事業の実施スケジュールを明確にすることで、収支均衡を前提とした健全な財政運営の維持に努めます。具体的には、第四次総合計画の進行管理のツールとしての事務事業の振り返りと予算編成を連動させることで、総合計画に定める事業の着実な推進とその財源の調達・確保が可能となります。

